

令和2年第8回仁淀川町議会定例会付議事件

(付議事件)

1. 報告第20号 専決処分の報告について（仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
2. 議案第68号 仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について
3. 議案第69号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第70号 仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第71号 仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
6. 議案第72号 仁淀川町レンタルハウス施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
7. 議案第73号 仁淀川町デイサービスセンター「とちの木園」の指定管理者の指定について
8. 議案第74号 仁淀川町デイサービスセンター「池川」の指定管理者の指定について
9. 議案第75号 仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者の指定について
10. 議案第76号 仁淀川町交流センターの指定管理者の指定について
11. 議案第77号 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について
12. 議案第78号 令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）について
13. 議案第79号 令和2年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
14. 議案第80号 令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
15. 議案第81号 財産の取得について
16. 議案第82号 訴訟上の和解について
17. 同意第5号 農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用について
18. 同意第6号 農業委員会委員の任命について
19. 同意第7号 仁淀川町名誉町民の称号を贈る者について

令和2年第8回仁淀川町議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月8日（火曜日）

10時00分開会

11時01分散会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	西 森 常 晴
3 番 "	岡 田 良 成	4 番 "	片 岡 智 準
5 番 "	大 野 弘	6 番 "	西 森 久 雄
7 番 "	野 村 安 夫	8 番 "	左 京 憲 昌
9 番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	税 務 課 長	片 岡 博
町 民 課 長	津 野 彰	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	産業建設課長	片 岡 伸 二
会計管理者兼出納室長	下久保 幹 夫	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
仁淀地域振興課長	神 岡 孝 司	池川地域振興課長	大 原 成 彦

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	---------------	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回仁淀川町議会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、大野弘君、6番、西森久雄君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

本件については、12月1日の議会運営委員会で協議を頂いております。

委員長の報告を求めます。委員長、若藤敏久君。

○若藤議会運営委員会委員長 おはようございます。それでは、議長の許可を頂きましたので、議会運営委員会の審議結果をご報告いたします。

まず、提出予定議案や一般質問の通告、意見書等の受付状況やその取扱い方法等の検討をいたしました。その結果、会期は本日から11日までの4日間とし、1日目の本日は諸般の報告、議案の上程、提案理由の説明を受け、散会の後、議場におきまして全員協議会を開催いたします。2日目は休会とします。3日目は午前10時より一般質問を行います。4日目最終日は付議事件の審議等を行い、閉会といたします。

なお、町長の行政報告に対する質問は受け付けないこと、また、一般質問の回数は質問事項について3回まで、質問時間は原則として1人1時間、質疑の回数も同一議題は3回までとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。本案に対しまして、ご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長 委員長の報告を終わります。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から11日までの4日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から11日までの4日間と決定しました。

なお、本日の会議予定につきましては、先ほど委員長から報告がありましたが、お手元に配付の日程表のとおりです。ご了承をお願いします。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。議長活動報告はお手元に配付の報告書のとおりであります。監査委員からの例月現金出納検査の報告につきましては、議会事務局に關係書類を保管しておりますので、ご了承を願います。

なお、令和2年第6回定例会で議決されました意見書につきましては、關係機関に送付をいたしましたので、ご報告いたします。

以上で議長報告を終わります。

続きまして、町長の報告を求めます。大石町長。

○町長 おはようございます。本日は、令和2年第8回議会定例会を招集しましたところ、年末を控え、公私共にご多忙の時期にもかかわらず、議員各位のご出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

さて、高知県における新型コロナウイルス感染症の感染者は増加しており、12月1日から12月7日までの1週間に94人の感染者が確認され、そのうちの3人が中央西福祉保健所管内となっております。日本全国の1日の感染者数は、連日2,000人を超えるなど急激に増加しており、感染に歯止めがかからない状況となっております。

本町においても濃厚接触者の報告など、新型コロナウイルス感染症の脅威が迫ってきており、これからのインフルエンザの流行と併せた感染が心配されます。新しい生活様式を実践していただき、人との距離の確保やマスクの着用、手洗いや手指の消毒、咳エチケットなど、感染症予防対策の徹底をお願いいたします。

また、高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安、これが警戒となっており、ガイドラインが遵守されない酒類を提供する飲食店への外出の自粛や、会食は小規模グループかつ短時間で行うことなど、ご協力をお願いいたします。

次に、秋の叙勲についてご報告申し上げます。

令和2年秋の叙勲が11月3日付で発令され、元仁淀川町消防団分団長の岡林信雄氏が瑞宝単光章を受章されました。岡林氏は、昭和40年3月に吾川村消防団に入団以来、副分団長及び分団長の要職を歴任され、47年余の長きにわたり一貫して消防活動の第一線に立ち、水害、火災防除と消防力強化に献身的な努力を払い、日々自己教養を高めながら率先して団員の資質向上と士気高揚に力を傾注されました。また、団員の育成指導に努力し、地域の消防体制確立に貢献した功績が認められ、受章の榮譽に輝かれました。このたびの受章

を心からお喜び申し上げますとともに、今後においても健康に十分留意され、これからも本町の発展のためにご指導、ご協力を頂きますようお願い申し上げる次第であります。

また、残念ながら10月に亡くなりました元吾川村議会議員の黒川武志氏が、議員在職中の地域産業の振興や文化の向上など、住民福祉の増進と自治体運営の安定に寄与した功績により、旭日単光章を受章されました。氏のご功績に敬意を表しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

次に、水道料金の改定について。

令和3年度より向こう10年間、簡易水道施設の基幹改良並びに耐震化に取り組むことから、令和3年4月以降の使用水量分より水道料金を、基本料金と超過料金を合併以来初めてそれぞれ30%増額改定することといたしました。つきましては、今議会に改正条例議案を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今回の料金改定により、20m³を使用した場合の1か月当たり料金は現行1,600円から2,080円となり、480円多くご負担いただくこととなります。これにより、年間約1,000万円の利用料収入が増える見込みとなっております。

次に、町職員の採用についてご報告いたします。

今回の職員採用につきましては、4名の退職者や、育休などの休職者の状況などを考慮して実施いたしました。9月に1次試験を、10月に2次試験を実施し、再任用職員の状況なども考慮して、一般行政職2名と理学療法士1名に採用の内定通知を行いました。採用の時期につきましては、令和3年4月1日を予定しております。

なお、7月に1次試験、8月に2次試験を実施した保健師の資格試験で、採用の内定通知を行った方が辞退されたため、改めて、今月18日までを受付期間として、1月24日に保健師の資格試験を実施するようにいたしました。

最後になりましたが、今議会に提案しております19件の案件の内訳は、専決処分の報告1件、条例の一部改正や廃止議案が5件、指定管理者の指定に関する議案4件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算議案4件、農業委員会委員や名誉町民の同意3件と、令和2年12月1日の招集告示以降に追加させていただきました財産取得に関する議案1件及び訴訟上の和解に関する議案1件となっておりますので、よろしくお願いいたします。

これらの議案の提案理由につきましては、副町長などから説明いたしますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、教育長の報告を求めます。竹本教育長。

○竹本教育長 皆さん、おはようございます。教育委員会関係の行政報告をいたします。

今年も年の瀬を迎え、慌ただしい時期となってまいりました。教育委員会や学校の秋のスポーツ、文化行事は、コロナ感染症の影響で多くが簡素化や中止となり、今後も終息が見通せない中で不安な年越しになると思われませんが、感染防止対策に十分に留意して業務に当たりたいと考えております。

最初に、皆さんもご存じかと思いますが、12月2日に確認されました町内の新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者について報告いたします。

確認された方の中に保育士が含まれていると事業所から報告を受けましたので、状況確認の上、対応を協議し、その日から4日の金曜日まで大崎保育所と長者保育所を臨時休業といたしました。現在の状況は、3日に陰性との検査結果が出ましたので、4日はお困り保育のみを実施し、7日の月曜日から通常保育を再開しております。これまで以上に感染予防を徹底していくこととしております。

さて、学校の状況ですが、2学期もあと半月程となり、子供たちは学期のまとめに向けて、集中して勉強や体力づくりに取り組んでおります。小学校では延期されておりました修学旅行が、行き先を四国内に変更して11月17日から19日まで実施され、感染予防に気を配りながらの少し窮屈な状況ではありましたが、楽しい思い出づくりができたとの報告を受けております。中学校につきましては、3月中旬に同じく四国内で実施する予定としております。

スポーツの面では、小学生のソフトボールチーム、池川子供会が、春野運動公園で行われた小学生夏季ソフトボール大会で準優勝に輝きました。これは、スポーツ少年団活動として、放課後や休日に練習に励み、大きな成果につなげたもので、選手と指導者の日々の努力が実を結んだ結果と言えると思います。

また、中学校では、柔道の県総体を兼ねた県中学校柔道選手権大会において、仁淀中学校が女子団体で準優勝、個人でも山本心春選手の優勝を筆頭に、男女5人が3位以内に入りました。ソフトボールでは、県大会などでの活躍により、仁淀中学校の下方颯馬君が県選抜チームに選ばれております。コロナ禍の中で十分な練習はできなかったことと思いますが、優秀な成績を収められた選手の皆さんの今後の活躍に期待したいと思います。

次に、教育委員会関係の表彰についてご報告いたします。

昨年9月まで教育委員を務められました若藤仁氏が、文部科学省の地方教育行政功労者

表彰と、全国市町村教育委員会連合会の功労者表彰を受賞され、11月2日に大石町長から表彰状の伝達が行われました。この表彰は、教育行政に対する功績が特に顕著な教育委員等に贈られるもので、若藤委員は平成12年12月から31年9月まで、通算18年7か月にわたって教育委員を務められ、そのうち9年10か月は教育委員長の重責も担っていただきました。在職中は3町村の合併や新町での学校統合、新教育委員会制度の改正など、本町の教育の発展に尽力していただきました。このたびの受賞を心からお喜び申し上げます。

続いて、外国語指導助手の採用についてご報告いたします。

今年度から小学校で英語が教科化されたことなどに伴い、ALTの受け持つ学年や授業が増えるため、新たに1名を増員する予定としていましたが、コロナ感染症の影響で来日が大幅に遅れていました。通常では夏休み期間中に着任しますが、今回は1月中旬から2月上旬頃に来日し、2週間のホテル滞在中に研修を受けた後に着任となる予定です。新任の方は、アメリカ・インディアナ州出身のラング・ベネッサさんという女性です。新しい学習指導要領の下では、今後ますますALTの重要度が増してまいりますので、充実した活動ができるよう支援をしていきたいと考えております。

最後に、本定例会に提出しております教育委員会関係の補正予算についてご説明します。

新型コロナウイルス感染症予防対応臨時交付金で購入するタブレット端末の周辺機器等の購入のため、676万円の予算の組替え、援助会員の増加などによるファミリーサポートセンター事業補助金161万6,000円の増額、ゼロから1歳児の入所の増加による保育所運営委託料453万3,000円の増額、保育士の増員による保育所運営補助金150万円の増額となっております。適切なご決定を頂きますよう、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長 以上で報告を終わります。

議案の上程を行います。

日程第4、報告第20号、専決処分の報告についてから、日程第22、同意第7号、仁淀川町名誉町民の称号を贈る者についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第23、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第20号から同意第5号まで一括し

て、片岡副町長。

○副町長 おはようございます。それでは、今議会に提出しております報告並びに議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書 1 ページ、報告第20号をお願いします。

報告第20号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

1. 事件名 仁淀川町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

2. 専決処分した日 令和 2 年11月30日

令和 2 年12月 8 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書 2 ページにございますとおり、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の支給月数の改正に伴い、本条例を改正するもので、第 1 条で本年 12 月支給分を、第 2 条で来年度以降の支給分を段階的に改正する内容となっております。

なお、この条例は11月30日に公布しておりますが、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日の施行となっております。

次に、議案書 3 ページをお願いします。

議案第68号、仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町課設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和 2 年12月 8 日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書 4 ページから 6 ページのとおり、人口及び職員数が減少する状況下におきまして、持続可能な組織体制を構築し、多様化する住民ニーズに対応するため、役場本庁の課の体制を見直し、農林課を設けるなど、住民サービスの確保、向上を図ろうとするものでございます。

施行は令和 3 年 4 月 1 日としております。

続きまして、議案書の 7 ページをお願いいたします。

議案第69号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の

規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書の8ページのとおり、新型コロナウイルス感染症の検査等に従事した医師及び看護師に防疫等作業手当を支給する規定を追加するため、本条例の一部を改正するものでございます。

施行は公布の日からとし、令和2年12月1日から適用することといたしております。

次に、議案書9ページをお願いします。

議案第70号、仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町立住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書10ページのとおり、現在建築中の川口定住住宅を本条例に追加するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行は公布の日からとしております。

続きまして、11ページをお願いします。

議案第71号、仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、議案書の12ページにございますとおり、簡易水道事業の水道料金を令和3年5月検針分から30%増額するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行は令和3年4月1日といたしております。

続きまして、議案書13ページをお願いします。

議案第72号、仁淀川町レンタルハウス施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

仁淀川町レンタルハウス施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例廃止は、議案書14ページのとおり、本年度をもって、レンタルハウス施設のレンタル期間が終了することに伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

施行は令和3年4月1日としております。

続きまして、15ページをお願いします。

議案第73号、仁淀川町デイサービスセンター「とちの木園」の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町デイサービスセンター「とちの木園」の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

記

1. 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会
2. 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

この議案は、指定管理者の指定期間の満了に伴い、公の施設指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者であります仁淀川町社会福祉協議会を、デイサービスセンター「とちの木園」の指定管理者として指定しようとするものでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

議案第74号、仁淀川町デイサービスセンター「池川」の指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町デイサービスセンター「池川」の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

記

1. 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会
2. 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

この議案も指定管理者の指定期間の満了に伴い、指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者でございます仁淀川町社会福祉協議会をデイサービスセンター「池川」の指定管理者として指定しようとするものでございます。

17ページをお願いします。

議案第75号、仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者の指定について。

て。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町デイサービスセンター「せいらん荘」の管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

記

1. 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人仁淀川町社会福祉協議会
2. 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

この議案も、指定管理者の指定期間の満了に伴い、指定管理者選定審議会の審議を経て、現在の管理者でございます仁淀川町社会福祉協議会をデイサービスセンター「せいらん荘」の指定管理者として指定しようとするものでございます。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第76号、仁淀川町交流センターの指定管理者の指定について。

仁淀川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定に基づき、仁淀川町交流センターの管理について、下記の指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

記

1. 指定管理者となる団体の名称 仁淀川町商工会
2. 指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日

この議案は、当施設の完成予定に伴い、指定管理者選定審議会の審議を経て、前施設でございました中央公民館の管理者であった仁淀川町商工会を仁淀川町交流センターの指定管理者として指定しようとするものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。

議案第77号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第5号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,974万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,645万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入につきましてですが、詳細につきましては7ページから10ページをご参照ください。

まず7ページの10款地方交付税は、一般財源の調整のために3,053万3,000円を補正しております。

8ページ、14款の国庫支出金のうち、保育給付費国庫負担金はゼロ歳から1歳児の受入れ増に伴います734万3,000円の補正、社会資本整備総合交付金はブロック塀等の耐震緊急対策事業に伴う102万5,000円の補正、感染症対応地方創生臨時交付金は予算計上残の1,469万3,000円を補正計上するものでございます。

9ページの15款県支出金のうち、保育給付費県負担金は国庫負担金の増に伴う231万円の減額補正、高知県ファミリーサポートセンター運営費補助金70万円はファミリーサポートセンター会員増等による補正でございます。

続きまして、10ページ、20款の諸収入には、後期高齢者医療費負担金の過年度精算分として、返還金578万1,000円の歳入を補正しております。

次に歳出でございますが、詳細につきましては11ページから17ページをご参照ください。

11ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は新型コロナウイルス感染症対策に関する補正で、10節の需用費の消耗品費676万円は小中学校に導入するタブレット端末の学習効果を高めるための手書き用ペン、充電器等の附属品を購入するための補正、修繕料774万円は公共施設等において手洗いの際に蛇口のレバー等に触れることなく手洗いができるよう、既設の水栓を自動水栓に交換するための補正でございます。12節の委託料の業務委託料は行政手続のデジタル化整備のための154万円の補正、システム導入委託料はペーパーレス会議システム導入のための132万円の補正、17節備品購入費の機械器具費はタブレット端末等購入費237万6,000円の補正でございます。18節負担金、補助及び交

付金の医療機関等継続支援事業費補助金3,000万円は、医療機関の診療報酬等減額分の一部を支援するための補正、新型コロナウイルス感染症地域経済対策支援金の1,530万円の減額は、これまでに不用が判明しました交付対象外の事業者分を減額するための補正、仁淀川町高収益作物次期作支援交付金850万円は、茶栽培農家の次期作を支援するための補正でございます。続きまして、4目の財産管理費におきましては、仁淀地域振興基金による音響施設等の入札減を、仁淀多目的集会施設のカーテン、椅子購入等に振り替えております。

また、最下段の企画費のまちづくり推進事業費では、要望件数の増に伴い、「町産材の家」推進事業補助金100万円を補正しております。

13ページをお開きください。

13ページの3款民生費の1項社会福祉費には、障害者自立支援給付に係る過年度分の国費及び県費の返還金合わせて867万1,000円など、2項の児童福祉費には、会員増及び病後児受入れ準備に係るファミリーサポートセンター事業委託料161万6,000円、ゼロ歳から1歳児の入所者増等に伴う保育所運営委託料453万3,000円、保育士増等に係る保育所運営費補助金150万円を補正しております。

14ページ、4款の衛生費には、大崎診療所建て替え工事に伴う直診会計繰出金250万円のほか、新型コロナウイルス予防接種に関するシステム改修委託料49万6,000円などを補正しております。

15ページの5款農林水産業費は、仁淀地域振興基金による仁淀多目的研修集会施設LED化工事の入札減に係る減額補正でございます。

16ページの8款消防費は、国費の割当て増によるコンクリート塀等の耐震に係る住宅耐震改修事業補助金205万円の補正でございます。

17ページ、9款教育費は、仁淀地域振興基金による工事、備品購入の入札減に係る減額補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は5,974万円の補正で、補正後の歳入歳出の合計は87億9,645万2,000円となります。

議案書に戻っていただいて、20ページをお開きください。

議案第78号、令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）について。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）につ

いて、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町特別会計補正予算書（直診大崎診療所勘定）（第3号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）。

令和2年度仁淀川町の国民健康保険特別会計直診大崎診療所勘定補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ274万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億932万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は6ページから9ページをご参照ください。

今回の補正は、まず8ページですが、医師謝礼としまして、新型コロナウイルス感染症の検査等に従事した場合に、防疫等作業手当相当分を追加支給するための24万円の補正、9ページの診療所建替工事に伴う室外機設置場所整備工事250万円の補正でございます。

なお、財源としましては、6ページの医療従事者処遇改善交付金24万円と、7ページの一般会計繰入金250万円を補正してございます。

議案書に戻って、21ページをお願いします。

議案第79号、令和2年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の特別会計補正予算書（介護保険）（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,224万4,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額

は、第1表歳入歳出予算補正による。

歳入歳出の詳細は6ページから13ページをご参照願いたいと思います。

まず歳入の6ページ、1款保険料には、収納見込み増により809万6,000円を補正しております。また、7ページの国庫支出金や9ページの繰越金の確定等による補正を行っております。

一方、歳出では、10ページの1款総務費に介護報酬改定に伴うシステム改修委託料170万円、11ページ、2款保険給付費に居宅介護サービス給付費増による負担金320万9,000円、12ページ、4款諸支出金に過年度介護給付費負担金の確定による返還金1,789万円、13ページ、5款基金積立金に繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金861万9,000円を補正しております。

続きまして、議案書に戻って、22ページをお開きください。

議案第80号、令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度の特別会計補正予算書（後期高齢者医療）（第1号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度仁淀川町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,901万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は6ページから9ページをご参照ください。

今回の補正は、9ページにございますとおり、後期高齢者医療制度見直し等によるシステム改修委託料91万5,000円の補正でございます。

続きまして、追加議案の説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページ、議案第81号をお願いいたします。

議案第81号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度大崎診療所備品（医療情報システム）購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 随意契約 |
| 3. 契約金額 | 1,573万円 |
| 4. 契約の相手方 | 株式会社パシフィックシステム |
| | 代表者 住 所 宿毛市幸町5-12 |
| | 氏 名 代表取締役 小松広行 |

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、電子カルテ等一式の購入に係る大崎診療所備品購入事業について、公募型プロポーザルを実施した結果、株式会社パシフィックシステムが落札し、12月3日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、追加議案書の2ページをお開きください。

議案第82号、訴訟上の和解について。

高知簡易裁判所令和2年（ハ）第227号賃料等支払い請求事件（以下「請求事件」という。）について、下記のとおり和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

記

1 相手方の所在地及び氏名

高知県土佐市

A氏

高知県吾川郡仁淀川町

B氏

高知県吾川郡仁淀川町

C氏

2 訴えの趣旨

（1）A氏、B氏、C氏に対し、町営住宅の未払い賃料及び損害金の合計金114万

5,800円及び令和元年9月1日から支払い済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

(2) A氏に対し、未納水道使用料金6万2,140円及び令和元年10月1日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払を求める。

(3) 訴訟費用はA氏、B氏、C氏の負担とする。

3 和解の内容

別紙和解条項案のとおりとする。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、令和2年6月議会でご承認いただきました町営住宅の賃料等支払い請求事件につきまして、裁判所より和解の提案があり、本町の主張がほぼ認められていること及び和解により早期解決ができることを勘案し、議案書3ページ、4ページの和解条項案のとおり、和解することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、元の議案書の23ページをお願いします。

同意第5号、農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用について。

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1項第2号の規定に基づき、仁淀川町農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて、議会の同意を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

農業委員会の委員は原則過半数を認定農業者等で占めるようにしなければならないということになっておりますが、認定農業者が少ない場合は、議会の同意を得て、過半数とする認定農業者数を4分の1以上まで減らすことが可能となっております。本町の状況を考慮し、農業委員会委員に占める認定農業者等またはこれに準ずる者の割合要件の例外を適用するために議会の同意を求めるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、同意第6号、同意第7号を大石町長、提案、よろしく。

○町長 それでは、私のほうから人事案件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の24ページ、25ページをお願いします。

同意第6号、農業委員会委員の任命について。

下記の者を農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和

26年法律第88号) 第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

記

住 所 仁淀川町二ノ滝146番地
氏 名 藤野 格昭
生年月日 昭和34年1月8日

住 所 仁淀川町潰溜43番地
氏 名 小野 満子
生年月日 昭和15年7月3日

住 所 仁淀川町久喜948番地
氏 名 藤原 太喜男
生年月日 昭和27年5月19日

住 所 仁淀川町田村71番地4
氏 名 山諸 貴信
生年月日 昭和51年2月20日

住 所 仁淀川町北川185番地
氏 名 鎌倉 正廣
生年月日 昭和28年1月4日

住 所 仁淀川町竹ノ谷1113番地
氏 名 山中 忠一
生年月日 昭和24年7月25日

住 所 仁淀川町坂本647番地
氏 名 竹村 雄幸
生年月日 昭和22年12月10日

住 所 仁淀川町日浦570番地
氏 名 鈴木 昭雄
生年月日 昭和14年5月10日

住 所 仁淀川町用居甲397番地
氏 名 三浦 利勝
生年月日 昭和18年10月30日

住 所 仁淀川町土居251番地
氏 名 旭 重雄
生年月日 昭和18年6月14日

住 所 仁淀川町森4172番地1
氏 名 岸本 憲明
生年月日 昭和57年8月9日

住 所 仁淀川町高瀬486番地
氏 名 掛水 勝盛
生年月日 昭和24年3月1日

住 所 仁淀川町川渡448番2地
氏 名 田村 次男
生年月日 昭和27年8月10日

住 所 仁淀川町長者乙1002番地1
氏 名 竹村 好正
生年月日 昭和27年10月25日

以上の者を仁淀川町農業委員会委員に任命したく、議会の同意を求めるものであります。
議案書の26ページをお願いします。

同意第7号、仁淀川町名誉町民の称号を贈る者について。

下記の者に仁淀川町名誉町民の称号を贈ることについて、仁淀川町名誉町民条例第2条の規定により、議会の同意を求める。

記

1. 氏 名 成田 十次郎
 2. 住 所 東京都豊島区目白3丁目12番14号
 3. 生年月日 昭和8年1月1日
- 令和2年12月8日提出、仁淀川町長大石弘秋

この案件につきましては、本町出身の成田氏は日本サッカーの発展に貢献されるとともに、教育者としても多くの実績を残され、現在も本町との交流があることから、仁淀川町の名誉町民になっていただきたいと多くの署名のある趣意書の提出を受け、その功績が顕著であることから、名誉町民の称号を贈る者として議会の同意を求めるものであります。

以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩にします。

午前11時00分 休憩

午前11時01分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。本日はこれで散会いたします。

午前11時01分 散会